

被災者生活再建支援法に基づく登録免許税の免税措置について

台風１５号による竜巻等により被害を受けられた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

台風１５号による竜巻等により、被害を受けた方等が受ける登記については、登録免許税を免税する措置が設けられています。

- ① 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税措置
- ② 被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税の免税措置
- ③ ①及び②の免税措置を受ける不動産の取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定の登記に係る登録免許税の免税措置

詳しくは以下をご確認ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/h29_shizensaigaimenjyo.pdf